

令和8年10月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

10月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和8年8月分)	・・・ 1
2. 令和8年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領	・・・ 5
3. 令和8年度 引越講習(基本・管理者)開催のご案内	・・・ 7
4. 「プラン2030目標達成セミナー」開催のご案内	・・・ 13
5. 「トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー」開催のご案内	・・・ 15
6. 乗務員向け講習会のご案内	・・・ 17
7. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・・・ 20
8. 陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし	・・・ 23
9. テールゲートリフターインストラクター養成講座のご案内(陸災防愛媛県支部)	・・・ 39
10. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	・・・ 40
11. 会員名簿の変更について	・・・ 41

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和8年8月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和8年8月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和8年8月の運賃指数の概要

1. 令和8年8月の運賃指数は、前月比6ポイント増、前年同月比横ばいの143となった。
2. 8月末現在の求車登録件数は、145,066と前年同月比2,910増(2.0%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,544	6,653	6,753
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	289,610	289,502	115,902

※令和8年度は令和8年8月末現在（以下同様）

2. 荷物情報（求車）件数

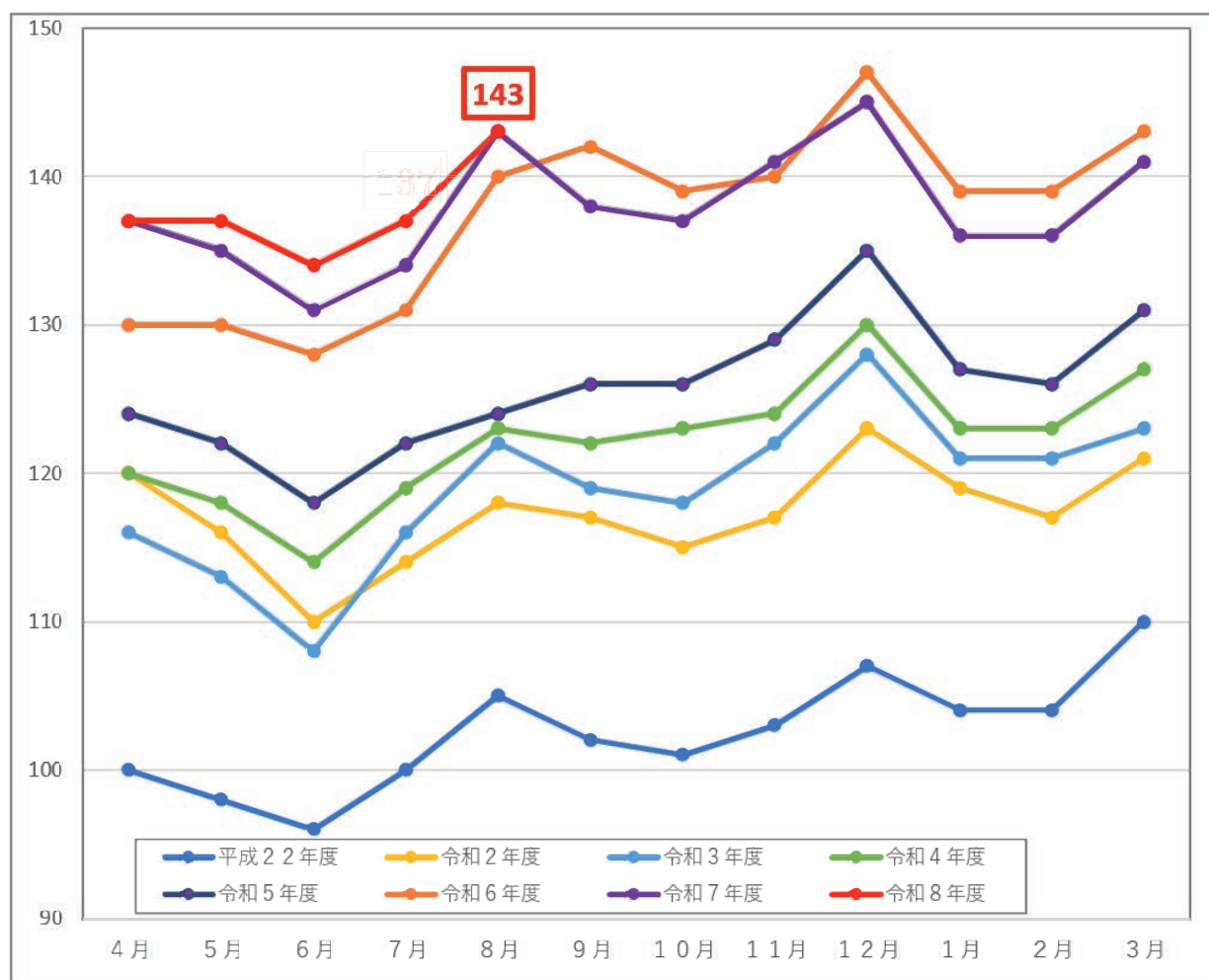
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,916,456	1,659,296	628,251

荷物情報 (求車)	令和8年8月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	145,066	2,910	2.0%	18,539	14.7%
成約件数	19,303	-675	-3.4%	-6,060	-23.9%
成約率	13.3%	-0.7ポイント	—	-6.7ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139	139	143
令和7年度	137	135	131	134	143	138	137	141	145	136	136	141
令和8年度	137	137	134	137	143							

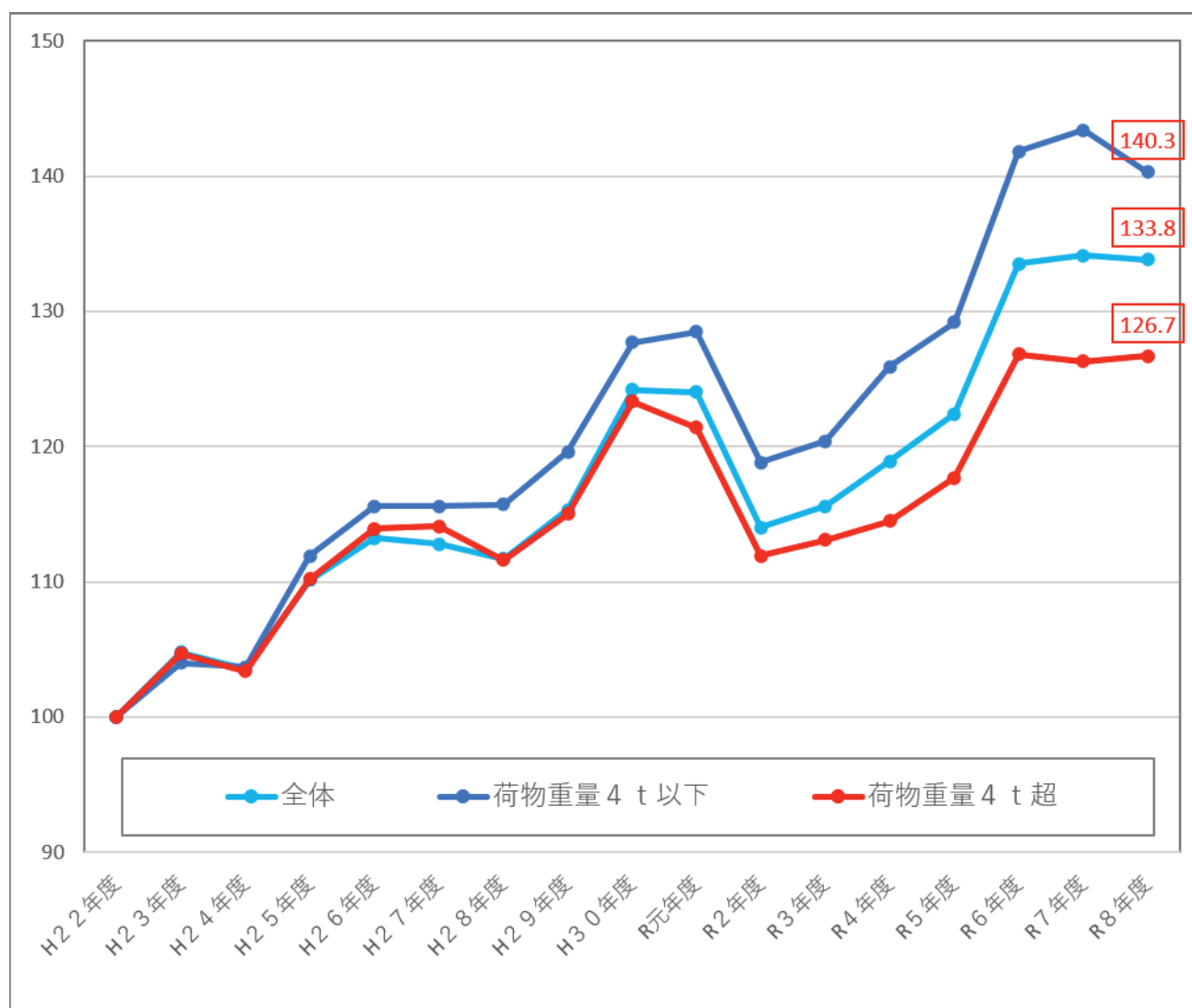


※グラフは平成23年度～令和元年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	133.5	134.2	133.8
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	141.8	143.5	140.3
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.8	126.3	126.7



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 磯貝
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL 03-3357-6068

令和8年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

令和8年4月7日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が後を絶たず、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められている。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要がある。

また、近年、高止まりしている大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠である。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和8年9月1日(火)から9月30日(水)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 実施項目

(1)「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラック（車両総重量8トン以上）のホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

【重点点検項目】

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

走行装置	ホイール	1 タイヤの状態	同左
		2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	同左
		3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	同左
			1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

②トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、上記①のホイール・ナットの緩み等の重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～ただしい交換作業手順を再チェック！～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2)「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知徹底する。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間（令和8年9月1日(火)～9月30日(水)）における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別紙4の様式により全ト協交通・環境部あて11月13日(金)までに提出してください。ただし、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出するようお願いいたします。

以 上

事 務 連 絡
令和8年10月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和8年度 引越基本講習・引越管理者講習の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、引越利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした講習会を下記のとおり開催いたします。

受講を希望される事業者は別紙をご覧ください、お申し込みください。

なお、「引越基本講習」を修了されていない方は「引越管理者講習」を受講することができないなど受講及び申込み方法には条件がありますので予めご確認ください。

敬具

記

1. 開催内容

【引越基本講習】

開催日時 令和8年11月12日（木） 10時00分～16時00分
開催場所 徳島県トラック会館 3階
対 象 者 引越業務実務経験者（予定される方も含む）

【引越管理者講習】

開催日時 令和8年11月13日（金） 10時00分～16時00分
開催場所 徳島県トラック会館 3階
対 象 者 2005年度以降の全ト協統一形式での引越基本講習修了者
2023年度以前の引越管理者講習修了者は更新（再受講）が必要となります。
そ の 他 引越管理者講習は『引越事業者優良認定制度』の認定要件の一つとなっており、申請事業者は各営業所に同講習修了者を1名以上在籍させる必要があります。

2. 申込方法等について

- (1) 書類に必要事項を記入いただき、申込先へ郵送もしくは持参ください。
- (2) 申込書等の電子データは、香ト協ホームページよりダウンロードいただけます。
- (3) 四国内では徳島県と愛媛県（11/19 基本、11/20 管理者）での開催となっております。愛媛県での受講を希望される方は香ト協事務局までお問い合わせください。

3. 申込期限

令和8年10月16日(金) 香ト協必着

4. 申込み・問合せ先

一般社団法人香川県トラック協会 (担当 中山)

〒760-0066

香川県高松市福岡町3丁目2-3

電話 087-851-6381

以上

引越基本講習

開催日時	令和8年11月12日（木） 10時00分～16時00分
開催場所	徳島県トラック会館 3階 大会議室 徳島市北田宮2丁目14番50号（電話 088-632-8810）
講習内容	○引越業界の現状について ○標準引越運送約款等の知識について ○引越の下見・見積の知識とクレーム対応について（DVD） ○引越作業と接客マナー（DVD）
受講対象者	引越業務実務経験者（予定される方も含む）
申込締切	令和8年10月16日（金） 香ト協必着 ※締め切り後の受付は致しません
申込方法	●別紙様式（A）引越基本講習〔申込書 兼 受講票〕 下記申込先まで郵送又はご持参ください。（FAXによる申込は不可）
受講定員	30名（定員になり次第締め切り）
当日持参物	●筆記用具、赤ペン
受講費	◇協会会員 : 無 料（各県協会にて補助致します） ◇会員外 : 5,000円
申込先 （問合先）	一般社団法人香川県トラック協会（担当 中山） 〒760-0066 香川県高松市福岡町3丁目2-3（電話 087-851-6381）

引越管理者講習

開催日時	令和8年11月13日（金） 10時00分～16時00分
開催場所	徳島県トラック会館 3階 大会議室 徳島市北田宮2丁目14番50号（電話 088-632-8810）
講習内容	○標準引越運送約款の改定について ○引越におけるカスタマーハラスメントへの対応について ○見積、解約、延期、責任、引受制限荷物等について ○事例検討（個人研究、グループ討議）
受講対象者	2005年度以降の全ト協統一形式での引越基本講習修了者 ※2023年度以前の引越管理者講習修了者は更新（再受講）が必要となります。過去の受講日が不明な場合は、各県ト協にお問合せ下さい。
申込締切	令和8年10月16日（金） 香ト協必着 ※締め切り後の受付は致しません
申込方法	●別紙様式（B）引越管理者講習〔申込書 兼 受講票〕 下記申込先まで郵送又はご持参ください。（FAXによる申込は不可）
受講定員	30名（定員になり次第締め切り）
当日持参物	（1）筆記用具 （2）名刺（複数枚、グループ討議にて使用） ☐ 前日に基本講習を受講された方は、講習で使用したテキストをご持参ください
受講費	◇協会会員 : 無 料（各県協会にて補助致します） ◇会員外 : 5,000円
申込先 （問合先）	一般社団法人香川県トラック協会 （担当 中山） 〒760-0066 香川県高松市福岡町3丁目2-3（電話 087-851-6381）

(A) 引越基本講習〔申込書 兼 受講票〕

香川県トラック協会

協会コード

0 3 7

協会員 ・ 非協会員

※所属協会名を記入して下さい。

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード

(個人コード)

0

① 氏 名

せい

めい

姓

名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

② 生年月日

年

月

日

※西暦で記入して下さい。

③ 性 別

男 性

・ 女 性

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名

会社名

営業所／支店名

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所

〒

-

都道府県

⑥ 電話番号・FAX

-

-

-

-

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑥に記入して下さい。

受講日 2 0 2 6 年 11 月 12 日

受講地 徳島 都 道 府 県

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

【当日持参して頂くもの】

☐ 筆記用具

※当日確認テストを行います。

自己採点用の赤ペンもご用意下さい。

(B) 引越管理者講習 〔申込書 兼 受講票〕

香川県 トラック協会

協会コード

0 3 7

協会員 ・ 非協会員

※所属協会名を記入して下さい。

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード

(個人コード)

0

① 氏 名

せい

めい

姓

名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

② 生年月日

年

月

日

※西暦で記入して下さい。

③ 性 別

男 性

・ 女 性

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名

会社名

営業所／支店名

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所

〒

-

都道府県

⑥ 電話番号・FAX

-

-

-

-

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑥に記入して下さい。

受講日

2

0

2

6

年

11

月

13

日

受講地

徳島

都 道 府

県

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

【当日持参して頂くもの】

☐ 筆記用具☐ 名刺

※グループ討議の際、名刺交換致しますので複数枚ご持参下さい。

☐ 引越講習テキスト

※前日基本講習を受講されている方は基本講習で使用了テキストをご持参下さい。

会 員 各 位

一般社団法人 香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣
(公 印 省 略)

「プラン2030目標達成セミナー」開催のご案内について ～生命(いのち)のメッセージ展 併催～

平素は、当協会の事業運営等に関しまして格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、全日本トラック協会では、令和12(2030)年までに、事業用トラックを第一当事者とする死者数と重傷者数の合計を995人以下とし、飲酒運転ゼロを目指すという目標を掲げ、死者数と重傷者数の合計を車両台数1万台あたり「7.5人以下」とすることを全都道府県の共有目標とする「トラック事業における総合安全プラン2030(プラン2030)」を策定しました。

この数値目標を達成するため、「プラン2030」の内容と「交差点事故」・「追突事故」の防止を中心テーマに、最新の情報を織り込んだ事故防止対策についてご理解いただくとともに、出席者同士の小集団での情報交換をおこない、自社での事故防止活動のヒントを見つけていただくためのセミナーを実施致します。

また本セミナーには、より一層の「事故防止」「飲酒運転根絶」への取り組みとして、NPO法人いのちのミュージアムにご協力いただき、「生命(いのち)のメッセージ展」を併催いたします。飲酒運転での交通事故などにより理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のアート展を通じ、いのちの大切さを訴え、交通事故のない安心・安全な社会の実現を目指しております。

つきましては、業務ご多用の折とは存じますが、是非ともセミナーにご参加賜りたくよろしくお願い致します。

なお、当セミナーはGマーク加点対象となりますので、令和9年度に申請予定の事業所は参加をご検討ください。

記

1. 日 時 令和8年11月11日(水) 13:30～16:30
(1)「事業用トラックにおける事故の傾向と防止対策」(70分程度)
(2)グループディスカッション(90分程度)※
※グループディスカッションでは、出席者の中から情報交換の進行役を決める予定です。
(3)まとめ、アンケート記入(10分程度)
2. 併 催 NPO法人いのちのミュージアム 「生命(いのち)のメッセージ展」
3. 場 所 香川県トラック総合会館 5階大会議室
4. 講 師 SOMPOリスクマネジメント株式会社 ご担当者
5. 対 象 者 経営者および管理者(現場での安全を管理される方) 等
6. 募集人数 定員30名(先着順。定員になり次第、締め切ります)
7. 申込方法 添付「参加申込書」にご記入の上、10月23日(金)までにお申込みください。
8. 問合せ先 (一社)香川県トラック協会 管理課
TEL(087)851-6381 FAX(087)821-4974

(一社) 香川県トラック協会 管理課 行

FAX : 087-821-4974

令和 年 月 日

「プラン2030目標達成セミナー」
～生命(いのち)のメッセージ展 併催～

参加申込書

事業者 支店・営業所名		(申込担当者 :)
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ③	所属・役職	
	氏 名	

(注1) 1社最大3名までとさせていただきます。

(注2) 定員30名になり次第、締め切らせて頂きます。

(注3) 筆記用具をご持参ください。

<締切日> 令和8年10月23日(金)

令和8年10月1日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

**令和8年度 トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善
セミナーの開催について**

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界では、ドライバー不足の深刻化や運転者の高齢化に加え、時間外労働の上限規制への対応など、事業を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、安定した輸送体制を維持していくためには、人材の確保・定着を図るとともに、女性、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる職場環境の整備が重要な課題となっており、下記の通りセミナーを開催致します。

本セミナーでは、人材採用の進め方、人材の定着する労働環境づくり、多様な人材の雇用促進、人材確保・定着に活用できる支援制度、AIを活用した採用・労務管理などについて、先進事例を交えながら具体的に解説し、自社の取組に役立つ実践的な知識を習得していただくことを目的としています。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、是非ともご参加くださいますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年11月18日（水）13：30～16：00
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5階 大会議室
3. 講 師 日本PMI コンサルティング株式会社 代表取締役 小坂真弘氏
4. 内 容 (1) 運転者人材等の採用
(2) 人材が定着するための労働環境の整備
(3) 人材確保・定着、働き方改革等に対する助成金
(4) 人材採用、定着、法令活用におけるAI活用
5. 募集人数 定員30名（先着順。定員になり次第、締め切ります）
6. 申込方法 添付「参加申込書」にご記入の上、10月30日（金）までにお申込みください。
7. 問合せ先 (一社)香川県トラック協会 適正化事業課
TEL (087) 851-6381 FAX (087) 821-4974

(一社)香川県トラック協会 適正化事業課 行
FAX : 087-821-4974

「トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー」
参加申込書

事業者 支店・営業所名		
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	

※3名以上のご出席を希望される場合は、予めご連絡ください。

※定員30名になり次第、締め切らせて頂きます。

【申込締切日】令和8年10月30日（金）

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 1 日

会員 各位

一般社団法人香川県トラック協会

令和 8 年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 令和 8 年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。
5. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）開催日程表

（注意事項）

- ・受付時間は開催時刻の30分前からを予定しております。
- ・サンダル履きでの講習参加はご遠慮いただいております。
- ・お申し込みをいただいた場合でも、天候や申込者数によっては急きょ中止となることがあります。予めご了承ください。

○乗務員一般講習（開催回数 7回）

開催日	開催回	開催時間	開催場所
令和8年 4月11日(土)	第259回	9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6 ※第261回、第262回は台風のため中止
	第260回	13:30～16:30	
6月27日(土)	第261回	9:00～12:00	
	第262回	13:30～16:30	
8月22日(土)	第261回	9:00～12:00	会場 ユープラザ うたづ 住所 綾歌郡宇多津町浜六番丁88
9月12日(土)	第262回	9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第263回	13:30～16:30	

○乗務員ステップアップ講習（開催回数 6回）

開催日	開催回	開催時間	開催場所
令和8年 4月25日(土)	第124回	9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第125回	13:30～16:30	
5月23日(土)	第126回	9:00～12:00	
	第127回	13:30～16:30	
10月24日(土)	第128回	9:00～12:00	
	第129回	13:30～16:30	

令和 年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 御中

(申込FAX番号 087-821-4974)

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）申込書

事業者名・営業所名	(申込担当者名)
-----------	----------

【受講希望者情報】(各項目について漏れなくご記載ください。)

※修了証を発行いたします。氏名の誤りがないようお申し込みください。

	氏 名	生年月日	通算トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
	参加希望講習 (○印記入)	(ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
	参加希望講習 (○印記入)	(ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
	参加希望講習 (○印記入)	(ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		

令和 8 年 10 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・8 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

< 初任運転者講習会 >

第1回 ~~令和8年 4月 9日(木)~~	第5回 10月 8日(木)
第2回 ~~6月 4日(木)~~	第6回 12月 3日(木)
第3回 ~~7月 9日(木)~~	第7回 令和9年 1月28日(木)
第4回 ~~9月10日(木)~~	第8回 2月 4日(木)

< 事故惹起運転者講習会 >

第1回 ~~令和8年 5月21日(木)~~	第5回 令和8年 1月21日(木)
第2回 ~~7月 2日(木)~~	第6回 3月 4日(木)
第3回 ~~9月17日(木)~~	
第4回 11月26日(木)	

2. 開催時間 9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受 講 料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 2 0 名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。
予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和8年 4月 9日（木）		10月 8日（木）
終了	6月 4日（木）		12月 3日（木）
終了	7月 9日（木）		令和9年 1月28日（木）
	9月10日（木）		2月 4日（木）

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和8年 5月21日（木）		令和9年 1月21日（木）
終了	7月 2日（木）		3月 4日（木）
	9月17日（木）		
	11月26日（木）		

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会 社 名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX（0877-44-3390）へご送信願います。

陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし

～ 陸運業の労働災害を防止しましょう ～

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

設定:昭和41年7月3日 最新変更:令和8年7月16日

適用:令和8年10月14日

※下線部は変更部分

陸上貨物運送事業労働災害防止規程は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会の会員が、労働災害防止のために守らなければならない事項をまとめたものです。

このほど、その充実を図るための変更について厚生労働大臣の認可がありました。

変更点を含め、規程の主な内容を分かりやすくまとめました。内容の追加、変更箇所には下線を引いていますので、陸運業の労働災害防止に是非ご活用ください。

この規程の全文及び詳細な解説等は当協会ホームページ (<https://rikusai.or.jp/>) をご参照ください。

【目次】	【凡例】
第1章 総則	法：労働安全衛生法
第2章 安全衛生管理体制等	令：労働安全衛生法施行令
第3章 安全衛生教育	安衛則：労働安全衛生規則
第4章 快適な職場環境の形成	クレーン則：クレーン等安全規則
第5章 安全基準	特化則：特定化学物質障害予防規則
第6章 衛生基準	酸欠則：酸素欠乏症等防止規則
第7章 実施を確保するための措置	



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

第1章 総 則

1 陸上貨物運送事業労働災害防止規程の目的

この規程は、陸上貨物運送事業の労働災害の防止に関し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「協会」といいます。）の会員（以下「会員」といいます。）及び協会が守らなければならない事項を定めることにより、陸上貨物運送事業の労働災害の防止に寄与することを目的としています。

なお、労働災害防止規程は、労働災害防止団体法第36条に基づいて労働災害防止団体が設定しなければならないものです。

2 順守義務

会員及び協会は、法令を順守するとともに、この規程を守らなければなりません。

3 配慮義務

仕事を他人に請け負わせる会員は、作業方法、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

第2章 安全衛生管理体制等

第1節 安全衛生管理体制

会員は、会員事業場の規模に応じた安全衛生管理体制を整備し、必要な管理者等を選任し、安全衛生に関する職務を行わせなければなりません。

管理者等の名称	選任の条件	職 務
総括安全衛生管理者	・ 常時100人以上の従業員を使用する事業場 ・ 事業場の事業の実施を統括管理する者	・ 安全管理者及び衛生管理者の指揮 ・ 表1の業務の統括管理
安全管理者	・ 常時50人以上の従業員を使用する事業場 ・ 原則として安全管理者選任時研修を修了した者から選任	・ 表1の業務のうち安全に係る技術的事項の管理 ・ 作業場の巡視及び安全に関する措置の実施（権限の付与が必要）
衛生管理者	・ 常時50人以上の従業員を使用する事業場 ・ 原則として、衛生管理者免許を受けた者から選任	・ 表1の業務のうち衛生に係る技術的事項の管理 ・ 作業場の週1回の巡視及び衛生に関する措置の実施（権限の付与が必要）
産業医	・ 常時50人以上の従業員を使用する事業場	・ 表2に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするもの ・ 作業場の月1回の巡視
安全衛生推進者	・ 常時10人以上50人未満の従業員を使用する事業場 ・ 安全衛生推進者養成講習修了者等から選任 ・ 10人未満の事業場は、安全衛生担当者の選任に努めること。	・ 表1の業務を担当 ・ 安全衛生担当者も、表1の業務を担当
作業主任者	表3のとおり	表3のとおり
作業指揮者	表4のとおり	表4のとおり
安全衛生委員会等	・ 常時50人以上の従業員を使用する事業場 ・ 従業員50人未満の事業場も、安全衛生懇談会など安全衛生委員会に準じた安全衛生についての労使の話し合いの場を設けること。	・ 安全衛生に関する事項を調査審議 ・ 従業員からの意見聴取

（注） 従業員とは、労働基準法第9条に規定する労働者をいいます。

(注) 従業員数には、派遣労働者を受け入れている場合は、その人数も含めたものとなります。

表1 総括安全衛生管理者の業務

① 従業員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
② 従業員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
⑥ 労働安全衛生法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」といいます。）及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

表2 産業医に行わせる事項

① 健康診断、ストレスチェック及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく従業員の健康を保持するための措置に関すること。
② 作業環境の維持管理及び作業の管理に関すること。
③ 健康教育、健康相談その他従業員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
④ 衛生教育に関すること。
⑤ 従業員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

表3 作業主任者の選任

作業主任者の名称	作業主任者の選任が必要な作業
① はい作業主任者	高さが2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）
② 酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所における作業 ※酸素欠乏危険場所には、例えば次の場所があります。 ① 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部 ② 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきこの類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部 ③ ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
③ 特定化学物質作業主任者	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業 ※燻蒸（くんじょう）作業で、臭化メチル、シアン化水素、ホルムアルデヒド等の特定化学物質を使用する場合は、作業主任者の選任が必要となります。

(注) 作業主任者を選任したときは、その氏名と行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係従業員に周知すること。

表4 作業指揮者

作業指揮者	作業指揮者が必要な作業
車両系荷役運搬機械等作業指揮者	車両系荷役運搬機械等（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリアー、構内運搬車又は貨物自動車をいう。）を用いて行う作業（貨物自動車をを用いて行う道路上の走行の作業を除く。）
積卸し作業指揮者	一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車等（貨物自動車、構内運搬車又は貨車）に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車等から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。） ※フォークリフト等車両系荷役運搬機械等を用いて積卸しに係る作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等作業指揮者が兼ねることで差し支えありません。

危険物作業指揮者	危険物（爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物及び可燃性のガスをいう。以下同じ。）の取扱いの作業
----------	--

第2節 自主的な安全衛生活動

労働災害を防止するためには、法令で定められたことを確実に守らなければなりません、さらに自主的な安全衛生活動を進めることが必要です。

このような自主的な安全衛生活動として労働安全衛生法で示されているものに、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムがあり、会員はその導入に努めなければなりません。

リスクアセスメント

労働安全衛生法第28条の2で事業者の努力義務とされた、リスク低減の新しい安全衛生の取組です。リスクアセスメントは、「危険性又は有害性等の調査」と定義されます。リスクアセスメントに基づき、効果的なリスク低減措置をその優先順位を含めて決定し、実施します。リスクアセスメントの流れは、次のとおりです。

- ① 危険性・有害性の洗い出し（作業場所や作業方法にひそむ危険性、有害性を見つけ出す。）
- ② 危険性・有害性の程度（リスク）の見積もり（災害発生の可能性と重傷性を見積もる。）
- ③ リスクレベルの評価（見積もりをもとに評価する。）
- ④ リスクレベル低減措置（高いリスクレベルを下げる対策を検討・実施）

なお、労働安全衛生法第57条の3に定める表示及び通知対象物によるリスクアセスメントについても、法令に基づき適切に実施しなければなりません。

労働安全衛生マネジメントシステム

労働安全衛生マネジメントシステムは、品質や環境のISOと同様に、事業場が経営の一環として労働災害防止に取り組むための仕組みです。国際的な取組であり、通常OSHMS（Occupational Safety and Health Management System）と略称で呼ばれています。

協会では、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムのガイドラインを作成していますが、これはRIKMS（リクムス）という愛称で呼ばれています。

労働安全衛生マネジメントシステムは、厚生労働省の指針で次のように定義されています。

事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

- ① 「安全衛生方針」の表明
- ② 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づき講ずる措置
- ③ 「安全衛生目標」の設定
- ④ 「安全衛生計画」の作成、実施、評価及び改善（PDCAサイクル）



第3章 安全衛生教育

会員が行う必要のある安全衛生教育は、表5のとおりです。これらの安全衛生教育は、会員自ら実施するほか、協会その他の労働災害防止団体等が行う教育又は講習をもって充足させるものとします。

会員は、安全衛生教育を行う場合には、①教育対象、②教育実施の時期、③教育内容、④教育方法を定めた安全衛生教育計画を作成するものとします。

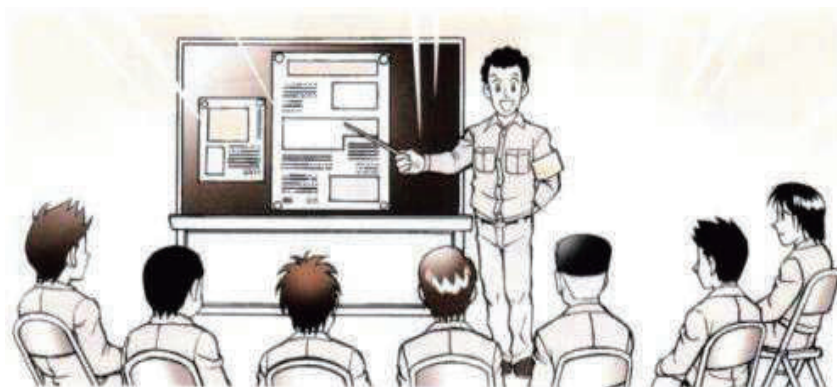


表5 安全衛生教育

名 称	内 容
雇入れ時安全衛生教育 作業変更時安全衛生教育	・従業員を雇い入れたときに行わなければならない。 ・従業員の作業内容を変更したときに行わなければならない。
特別教育	危険又は有害な業務に就かせるときに行わなければならない。 ① 最大荷重1トン未満のフォークリフト等の運転業務 ② つり上げ荷重が5トン未満のクレーン等の運転の業務 ③ つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転の業務 ④ つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転の業務 ⑤ つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務 ⑥ 酸素欠乏危険作業に係る業務 ⑦ 自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機械を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務 ⑧ 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務 ⑨ テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。） <u>（注）作業従事役員等は、従業員と同一の場所において特別教育を必要とする業務を自ら行うときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を受けなければならない。</u>
危険有害業務従事者安全衛生教育	危険又は有害な業務に現に就いている従業員に定期に行うもの。 ① クレーン又は移動式クレーンの運転の業務 ② フォークリフト又はショベルローダー等の運転の業務 ③ 玉掛けの業務
能力向上教育	安全管理者、衛生管理者、作業主任者等で安全衛生業務に従事している者に対し必要な時期に行うもの。
作業指揮者教育	「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」「積卸し作業指揮者」等に対して行うもの。

荷役災害防止担当者教育	・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」。)により指名することとされている荷役災害防止担当者に対して行うもの
荷役作業従事者教育	・荷役ガイドラインで実施することとされている荷役作業従事者に対して行うもの
交通労働災害防止担当管理者教育	・交通労働災害防止のためのガイドライン(平成20年4月3日基発第0403001号)により選任することとされている、交通労働災害防止に関係する管理者に対して行うもの
腰痛予防管理者教育	・長時間の車両運転の作業等腰部に著しい負担のかかる作業に従事する者を直接管理監督する者に対して行うもの

第4章 快適な職場環境の形成

1 快適な職場環境の形成

会員は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより快適な職場環境を形成するよう努めなければなりません。

- (1) 作業環境を快適な状態に維持管理すること。
- (2) 従業員の従事する作業について、その方法を改善すること。
- (3) 作業に従事することによる従業員の疲労を回復するための施設又は設備を設置又は整備すること。
- (4) その他、快適な職場環境を形成するため必要な措置を講ずること。

2 高齢者の特性に配慮した作業環境の改善

会員は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

第5章 安全基準

会員は、次の各節ごとの項目を守らなければなりません。

第1節 通則（共通する事項）

1 荷役作業の安全

運送の都度、従業員が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか、荷役ガイドラインで示された「安全作業連絡書」により事前に確認をすること。

2 注文者の講ずべき措置等

その請負人（仕事为数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下同じ。）に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反することとなる指示をしないこと。

その請負人に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反しないよう必要な指導を行わせること。

会員は、その請負人に係る作業従事者が行う作業に関し、法令及びこの規程に違反していると認めたときは、是正のため必要な指示を行わせること。

3 混在作業による労働災害の防止

(1) 作業を自ら行う事業者であって、作業を行う場所を管理する事業者（以下「作業場所管理事業者」という。）は、その管理する一の場所において、その従業員である作業従事者（従業員以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者を含む。）及びその全ての請負人の作業従事者のいずれかが、以下に掲げる業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者と請負人との間及び請負人相互間における連絡及び調整を行わせること。

- ・移動式クレーンの運転の業務
- ・フォークリフトの運転の業務
- ・ショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務

- ・揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
- ・第8条第1項に規定する作業主任者を選任する業務
- ・第9条第1項に規定する作業の指揮者を定める業務
- ・第13条第6号から第9号までに掲げる業務に係る業務特別教育を要する業務
- ・貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務
- ・法令により定期に実施する検査、補修等の業務

(2) (1)の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行う場合には、当該場所において同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じること。

(3) (1)の場合を除き、作業場所管理事業者は、その管理する一の場所において、その従業員である作業従事者（従業員以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者を含む。）及び当該一の場所において他の事業を行う者に係る作業従事者が、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者と他の事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における連絡及び調整を行わせること。

(4) 作業場所管理事業者がいない一の場所において、その作業従事者及び当該一の場所において他の事業を行う者に係る作業従事者が、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある作業その他の作業を行う場合（当該一の場所において作業を行う作業従事者の中に従業員がいない場合を除く。）には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行わせること。

(5) (3)の場合において、作業場所管理事業者の作業従事者及び当該一の場所において他の事業を行う者に係る作業従事者は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講じること。

(6) (3)又は(4)の場合において、講じられる措置に応じて、必要な事項を守らせること。

4 作業計画

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、「作業場所の広さ・地形」等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行うこと。

（注）車両系荷役運搬機械等とは、フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリアー、構内運搬車又は貨物自動車等をいいます。

5 車両系荷役運搬機械等作業指揮者

車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等作業指揮者に、作業計画に基づき作業の指揮を行わせること。

6 積卸し作業指揮者

100キログラム以上の荷を貨物自動車等に積卸しする作業を行うときは、積卸し作業指揮者に「作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、当該作業を直接指揮すること。」を行わせること。

当該作業を行う箇所には、関係する作業従事者以外の者を立ち入らせないようにするとともに、関係する作業従事者以外の者が作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

7 制限速度

車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、その適正な制限速度を定め、それにより従業員に作業を行わせること。

8 合図者

従業員に共同作業を行わせるときは、合図者を定めて作業を行わせること。

9 服装

従業員に安全作業に適した服装で作業させること。

10 安全な履物

作業に応じ、安全靴その他安全な履物を使用させること。

11 保護帽

貨物自動車の荷台上や積荷上の作業、テールゲートリフターによる荷の積卸し作業など墜落、飛来・落下の危険がある場所での作業では、墜落時保護用の保護帽を正しく着用させること。

保護帽の種類と用途

国が構造規格を定め、検定を行っている保護帽（ヘルメット）には、「墜落時保護用」と「飛来・落下物用」があります。「墜落時保護用」の検定合格品は「飛来・落下物用」の性能も満たしているため、本規定では墜落、飛来・落下のいずれの危険がある場所でも「墜落時保護用」の保護帽を着用することとしています。

使用区分	機能
飛来・落下物用	上方からの物体の飛来・落下による危険を防止または軽減するためのもの
墜落時保護用	墜落による危険を防止または軽減するためのもの

12 作業場内通路及び作業場の床面

安全な状態とし、かつ、これを常時有効に保持すること。また、適切な採光、照明の確保も必要であること。
高さが2メートル以上の箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けること。また、高さ又は深さが1.5メートルを超える箇所には、従業員が安全に昇降するための設備等を設けること。（安全に昇降するための設備等を設けることが著しく困難なときは除く）

13 建築物貸与時の措置

事業の用に供する建築物を貸与する場合は、貸与する建築物のうち貸与を受けた者が共用で使用する部分において、12と同様の措置を講じること。

14 定期自主検査

フォークリフト、ショベルローダー、クレーン等については、年次及び月次の定期自主検査を行うこと。ただし、フォークリフトの年次定期自主検査は、「特定自主検査」として、法令で定める資格を有する者又は検査業者に、法令に定める基準に従って行わせること。

15 作業開始前点検

表6の機械器具を用いて作業を行わせるときは、作業開始前に異常の有無を点検させること。

表6 作業開始前点検の必要な機械器具

①車両系荷役運搬機械等（当該車両に装着されている荷役装置を含む）②クレーン等③コンベヤー④玉掛け用具⑤手車、手押車及びコロ等⑥ロールボックスパレット⑦繊維ロープ、ワイヤロープ等荷掛け用具及びロープ掛け金具⑧フレキシブルコンテナのつりロープ又はつりベルト（以下「つりロープ等」という。）⑨手かぎ、とび等の補助具

16 補修等

定期自主検査及び作業開始前点検で機械器具に異常を認めたときは、補修し、又は適切なものと取り替えた後でなければ使用させないこと。

17 危険物の荷役運搬作業

会員は、危険物の荷役運搬作業を行うときは、「荷の種類、性状等を確認し、これに適合した作業方法、危険性を従業員に指示すること。」など必要な措置を行わなければならないこと。

18 安全作業マニュアル

危険性の大きい作業又は頻度の高い作業について、安全作業マニュアルを作成し、安全な作業方法の徹底を図ること。

安全作業マニュアルの作成に当たっては、「リスクアセスメント」を行うように努めるものとする。

19 異常時の措置

はい崩れ、危険有害物の漏えい、酸素欠乏等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、従業員を安全な場所に退避させる等必要な異常時の措置を講じること。

20 悪天候時の作業禁止

高さが2メートル以上の箇所で作業を行わせる場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせること。

第2節 貨物自動車等の積卸し作業

1 昇降設備

最大積載量が2トン以上の貨物自動車において荷の積卸し作業等を行うときは、墜落による危険の生ずるおそれがない場合を除き、はしご等の昇降設備を備え、従業員に使用させること。最大積載量が2トン未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備を使用させること。

2 飛乗り、飛降りの禁止

従業員に貨物自動車等への飛乗り、飛降りをさせてはならないこと。

3 荷の積卸し作業

従業員に荷の積卸し作業を行わせるときは、「荷姿・荷の重量、作業箇所の状況を作業開始前に下見すること。作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認するとともに、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから行うこと。」など、安全の確保のために必要な事項を行わせること。

4 ロープ掛け作業

従業員にロープ掛け作業を行わせるときは、「作業を開始する前に荷が安定していることを確認し、不安定な荷があるときは、積み直しを行い、又は荷受台等を用いて安定させること。」など安全の確保のために必要な事項を行わせること。

5 ロープ解き作業

従業員にロープ解き作業を行わせるときは、作業を開始する前に落下するおそれのある荷の有無を確認させ、落下のおそれがあるときは、繊維ロープによる仮締め等の措置を講じさせること。

6 その他の墜落・転落防止措置

従業員に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと、荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、できる限り地上から又は地上での作業とすること、墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合は、当該墜落制止用器具を使用すること、など墜落・転落災害を防止するために必要な事項を行わせること。

7 転倒防止措置

従業員に貨物自動車等の積卸し作業を行わせるときには、後ずさりでの作業はできる限りしないこと、荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること、など転倒災害を防止するために必要な事項を行わせること。

8 テールゲートリフターによる荷役作業

従業員にテールゲートリフターによる荷の積卸し作業を行わせるときは、テールゲートリフターの動作時には昇降板に搭乗しないこと、テールゲートリフターの最大荷重を順守すること、できるだけ水平な場所で使用すること、荷台から昇降板にロールボックスパレット等を移動する場合、荷台側から押し、地面側を背にした移動（後ずさり）はしないこと、など墜落・転落災害等を防止するために必要な事項を行わせること。

テールゲートリフターとは

テールゲートリフターは、労働安全衛生規則で「貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。」と定義されています。

キャスター付きの台車を使用すれば手積み・手卸しが不要となり、ドライバー一人でも従業物を積み卸すことができるため、多くの荷役現場で活用されていますが、誤った操作や安全確認の不徹底による事故も発生しています。

このため、令和6年2月から、荷の積卸作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が特別教育の対象となっています。



テールゲートリフターの昇降板からの墜落・転落防止対策

テールゲートリフターの昇降板は荷台側以外の3方向が開放されているため、墜落・転落のリスクがあります。また、多くの機種は人の昇降用として設計されていないので、昇降板に人が乗った状態で昇降板を作動させないでください。

路上で荷の積卸作業を行う場合は、道路の水勾配の影響で車体が歩道側に若干傾斜するので、特にキャスター付きの荷を積み卸すときには昇降板のキャスターストップやサイドガードを展開するとともに、荷の側のキャスターロックも必ずかけましょう。

第3節 フォークリフト、ショベルローダー等による作業

1 就業制限

フォークリフト運転技能講習又はショベルローダー等運転技能講習修了など法定の資格を取得した者でなければ、フォークリフト等の運転の業務に就かせないこと。

2 フォークリフト等の作業

フォークリフト等を従業員の昇降に使用しないこと、作業開始前点検を確実に
行うこと、運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより危険が生ず
るおそれのある箇所に作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やす
い箇所に表示することその他の方法により禁止すること、など安全の確保のため
に必要な事項を行わせること。

フォークリフト構造規格を満たさないフォークリフトを使用させないこと。

3 フォークリフト等の運転

保護帽、安全靴等保護具を正しく着用し、シートベルトを着用すること、定められた制限速度以内で走行すること、急停止、又は急旋回をしないこと、など安全の確保のために必要な事項を行わせること。また、フレキシブルコンテナを取り扱わせる場合は、原則としてパレットを使用して取り扱わせるようにすること。やむを得ず、フレキシブルコンテナのつりロープ等をつってフォークリフトの運転を行わせるときは、転倒防止に必要な措置を行わせること。

4 フォークリフト等の貸与

従業員以外の者にフォークリフト又はショベルローダー等を用いて作業を行わせるときは、当該機械による労働災害を防止するため必要な措置を講じること。



第4節 クレーン等による作業

1 就業制限等

クレーン、移動式クレーン等については、その種類、操作方法、つり上げ荷重に応じて、それぞれ必要な資格を有する者でなければ、その業務に就かせないこと。

表7 就業制限

区 分	資 格
(1) つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(床上無線運転式クレーン、床上運転式クレーン及び床上操作式クレーン(それぞれクレーン等安全規則に規定するクレーンをいう。以下同じ。))を除く。)の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者又はクレーン・デリック運転士免許(クレーン限定)を有する者
(2) つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	移動式クレーンの運転士免許を有する者
(3) つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者
(4) つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	移動式クレーンの運転士免許を有する者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
(5) <u>つり上げ荷重が5トン以上の床上無線運転式クレーン又は床上運転式クレーン</u> の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を有する者、クレーン・デリック運転士免許(クレーン限定)を有する者又はクレーン・デリック運転士免許(床上無線運転式クレーン等限定)を有する者

(6) <u>つり上げ荷重が5トン以上の床上操作式クレーンの運転の業務</u>	クレーン・デリック運転士免許を有する者、クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）を有する者、クレーン・デリック運転士免許（床上無線運転式クレーン等限定）を有する者又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
(7) つり上げ荷重が5トン未満の移動漆器クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	当該業務に係る特別教育を受けた者
(8) つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	当該業務に係る特別教育を受けた者
(9) つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転の業務	当該業務に係る特別教育を受けた者

（注）(1)、(5)及び(6)の変更は、令和9年4月1日から適用する。

2 立入禁止

従業員にクレーン等を用いて荷のつり上げを行わせるときは、つり上げた荷の下を立入禁止に作業従事者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

従業員にジブ又はブーム付きのクレーン等を用いて作業を行わせるときは、当該作業場において作業従事者が当該クレーン等の上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

3 クレーン等の運転

「定格荷重を超える荷重をかけて使用しない。」など安全の確保のために必要な事項を行わせること。

4 玉掛け作業

技能講習修了者でなければ、吊り上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に就かせないこと。また、2人以上の従業員で玉掛け作業を行わせるときは、当該作業の指揮を行う者を指名すること。

5 スリング通し

従業員に荷を仮づりしてスリング通しを行わせるときは、台木、まくら等の用具を使用して作業させ、荷の下に手、足等を入れさせないこと。

6 運転の合図

従業員にクレーン等を用いて作業を行わせるときは、合図者を指名し、その者に、安全の確保のため必要な事項を守って、運転の合図を行わせること。

第5節 コンベヤーによる作業

コンベヤーについては、安全の確保のために、「逸走防止装置」など必要な装置を備え、必要に応じ荷の落下防止措置を講じ、その使用に際しては、従業員に「通行のためコンベヤーをまたぐ必要があるときは、踏切橋等を設けること」などの必要な事項や点検を行わせること。また、電動型の移動式コンベヤーの場合は、感電防止措置を行わせること。

第6節 手車、手押車及びロールボックスパレットによる作業

1 手車及び手押車の作業

従業員に手車又は手押車を用いて作業を行わせるときは、「進行方向を見通せるように荷を積載すること。」など安全の確保に必要な事項を行わせること。

2 ロールボックスパレットの作業

従業員にロールボックスパレットを用いて作業を行わせるときは、移動経路の整理・整頓をすすめること、必ず両手で作業すること、3つの基本操作（「押し」・「引き」・「よこ押し」）を状況に応じて併用すること、最大積載量を遵守するとともに、偏荷重が生じないようにすること、ロールボックスパレットに不具合があった場合は、補修するまで使用しないこと、など安全の確保に必要な事項を行わせること。



第7節 はい作業

1 はい作業主任者

床面からの高さが2メートル以上のはいのはい付け又ははい崩しの作業を行うときは、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任し、作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること、など定められた職務を行わせること。

2 はい付け作業

作業員にはい付け作業を行わせるときは、はい付け場所は、平らな地面又は床面を選び、作業開始前に小石、木片等不要なものを除去し、水、油等による汚染部分を清掃すること、など安全の確保に必要な事項を行わせること。

3 はいの崩壊等の危険防止

「はいが著しく傾いている」などはいの崩壊等の危険があるときは、従業員に当該はいをロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行う等危険防止の措置を講じること。

4 はい付け又ははい崩し作業

はい付け又ははい崩しの作業が行われている箇所、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業従事者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

5 はい崩し作業

従業員に床面からの高さが2メートル以上のはいのはい崩し作業を行わせるときは、袋物等の荷の場合、ひな段状に崩す、など安全の確保に必要な事項を行わせること。

第8節 貨物自動車の運行に付随する作業

1 誘導

貨物自動車の誘導については、一定の合図を定めること。

2 逸走防止

貨物自動車運転者が運転位置から離れるときは、エンジンを停止し、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の逸走防止措置を講じること。エンジンを停止して運転位置を離れると作業装置を運転することができない貨物自動車の運転者が作業装置の運転のために運転位置から離れる場合は、エンジンの停止以外の逸走防止措置を確実に講じること。

3 荷台への乗車制限等

荷台のあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に作業従事者を乗車させないこと。

荷台のあおりのある貨物自動車の荷台に作業従事者を乗車させて走行するときは、あおりを確実に閉じること、作業従事者の身体の後部が運転台の屋根又は荷の最高部のいずれかの高い方の高さを超えないことを行わせること。

4 積荷の状態確認

貨物自動車を運行する途中において、従業員に積荷の状態を確認させる必要があるときは、安全な場所に貨物自動車を停止させた後にこれを行わせること。

第9節 交通労働災害の防止

従業員に自動車等の運転を行わせる会員は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）とあいまって、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月3日厚生労働省基発第0403001号）に定められた、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚などの事項を徹底するように努めること。

自動車運転者の労働時間規制の見直し（2024年（令和6年）4月1日適用）

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が25年ぶりに全面的に改正され、令和6年4月1日から適用されました。この改正の背景には、令和6年4月から自動車運転の業務に対しても、働き方改革関連法により時間外労働の上限規制が適用されることが挙げられます。

- ・自動車運転者の時間外労働：原則として月45時間・年360時間
- ・臨時的な特別の事情がある場合：年960時間が上限

1 か月の拘束時間と1年間の拘束時間

1 か月：284時間以内 1 年：3,300時間以内

(注) 労使協定により次のとおり延長可。ただし、①284時間超は連続3カ月まで ②1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める、の両方を満たす必要あり。)

1 か月：310時間以内 1 年：3,400時間以内

1 日の拘束時間と休息時間

1 日の拘束時間：原則13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）

【例外】宿泊を伴う長距離運送の場合、継続16時間まで延長可（週2回まで）

1 日の休息時間：継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない

【例外】宿泊を伴う長距離運送の場合、継続8時間以上（週2回まで）

休息時間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息時間を与える

運転時間と連続運転時間

運転時間 2 日平均 1 日当たり：9 時間以内

2 週平均 1 週当たり：44時間以内

連続運転時間：4 時間以内

運転の中断時には、原則として休憩を与える（1 回おおむね連続10分以上、合計30分以上）

【例外】SA・PA等に駐停車できず、やむを得ず4 時間を超える場合、4 時間30分まで延長可

第6章 衛生基準

会員は、次の各節ごとの項目を守らなければなりません。

第1節 通則

1 洗浄設備等

身体又は被服を汚染するおそれのある作業に従業員に従事させるときは、洗浄設備等を設けること。



第2節 作業環境管理及び作業管理

1 有害物の荷役運搬作業

有害物の荷役運搬作業を行うときは、「荷の種類、性状、荷に表示されている注意事項等を確認し、これに適合した作業方法を従業員に指示すること。」など衛生の確保に必要な事項を行うこと。

化学物質管理者に衛生の確保に必要な事項を行うことを管理させること。

保護具着用管理責任者に必要な保護具等の備え付け、従業員に使用させることを管理させること。

2 重量物取扱い作業

人力により重量物を取り扱う作業を行うときは、「①荷役運搬機械等を使用し人力作業の軽減を図ること、②身体をできるだけ荷に近づける等適正な姿勢で作業させること、③表7の重量を守ること」など衛生の確保に必要な事項を行うように努めること。

表8 満18歳以上の従業員が人力のみで取り扱う重量

	最 大	常時取り扱う場合
男	55キログラム以下	当該従業員の体重の40パーセント以下
女	30キログラム未満	20キログラム未満で、かつ、男性が取り扱うことのできる重量の60パーセント位まで

3 倉庫内等の作業

(1) 燻蒸：燻蒸中の場所に、作業従事者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見

やすい場所に表示すること。特定化学物質を用いて燻蒸を行う倉庫等の内部において荷の取扱い作業を行うときは、「残留ガスの許容濃度以下確認」など衛生の確保に必要な事項を行うこと。

- (2) 換気：倉庫、地下室の内部等の屋内作業場において内燃機関を有するフォークリフト等を使用するときは、内部の換気を十分行うこと。

4 冷凍庫内等の作業

冷凍庫等の内部で荷の取扱い作業を行うときは、「保護衣、保護手袋等を着装」など衛生の確保に必要な事項を行うこと。

5 暑熱の場所での作業

暑熱の場所において荷の取扱い作業を行うときは、従業員に熱中症の予防についての基礎知識を持たせ、「WBGT値を作業中に測定し、その低減に努めること。従業員の休憩場所の整備等に努めること。作業の休止時間及び休憩時間を確保し、作業を連続して行う時間を短縮すること。計画的に暑熱順化すること。従業員の定期的な水分および塩分の接種を徹底すること。」など、熱中症の予防に必要な対策を講じること。

あらかじめ、作業従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は作業従事者が作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、作業従事者に対し、当該体制を周知すること。

あらかじめ、作業場ごとに、作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、作業従事者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知すること。

2. いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

- 手足がふる
- 立ちくらみ・めまい
- 吐き気
- 汗のかき方がおかしい
汗が止まらない／汗がでない

あの人、ちょっとヘン

- イライラしている
- フラフラしている
- 呼びかけに反応しない
- ボーッとしている

これ、初期症状

何となく体調が悪い

すぐに寝れる

専門知識がないと
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』！

4. 「命を救う行動」 現場で作業員が倒れたときの 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...

① 作業員が倒れたら

すぐに119番

② 救急車が到着するまで

作業着を脱がせ
水をかけ全身を
急速冷却

次頁参照

③ 救急搬送 ▼ 生還

すぐに119番 ▶ 水をかけ、全身を『急速冷却』！

熱中症予防に関する参考情報

厚生労働省のポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者・現場作業員向け 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>

6 酸素欠乏危険場所での作業

表3の酸素欠乏危険場所における荷の取扱い作業では、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業方法の決定、作業指揮、酸素濃度測定など、衛生の確保に必要な事項を行わせること。

7 粉じんの発散する場所における作業

従業員に保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等を使用させること。

8 受動喫煙の防止

従業員の受動喫煙を防止するため事業場の実情に応じた適切な措置を講ずること。

第3節 健康の保持増進

1 健康診断

常時使用する従業員に対し、法令の定めるところにより、次の「健康診断」を行うこと。

- (1) 雇入れ時の健康診断
- (2) 1年以内ごとに1回の定期健康診断

- (3) 深夜業を含む業務など特定業務に常時従事する者に対し、当該業務への配置の際及び6月以内ごとに1回の定期の健康診断

2 事後措置

会員は、健康診断等の結果について、医師の意見を聴き、従業員の健康を保持するために必要な事後措置を行うこと。

3 自発的健康診断

会員は、法令の定めるところにより、深夜業に従事する従業員から、自発的健康診断の結果を証明する書面が提出されたときは、その結果を記録し、必要な措置を講じること。

4 面接指導

会員は、法令の定めるところにより、長時間従業員等に対して、医師による「面接指導」を行うこと。

5 ストレスチェックの実施及びその結果に基づく措置

常時使用する従業員に対して、次のストレスチェック等を行うこと。

- (1) 1年以内ごとに1回、医師等によるストレスチェックの実施
- (2) ストレスチェックの結果、一定の要件に該当する従業員から申出があった場合、医師による面接指導の実施

(注) 常時使用する従業員が50人未満の会員については、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法第66条の10の規定が適用されるまでの間、「行うよう努める。」こととする。

6 健康の保持増進

会員は、従業員の健康の保持増進を図るため、次の事項を行うように努めること。

- (1) 心と身体の健康づくり
- (2) 職場体操
- (3) 体育活動、レクリエーション活動の活用
- (4) 中高年齢者の年齢、体力等に応じた作業方法等の適正化
- (5) 50人未満の従業員を使用する事業場における、地域産業保健センターの利用（健康指導、健康相談等）。

第7章 実施を確保するための措置

1 会員は、この規程の内容について関係従業員に教育すること。

2 協会は、次に掲げる事項を行うこと。

- (1) この規程の内容について、会員に対し講習を行う等その周知に努めること。
- (2) この規程の遵守について、会員に対し適切な指導を行うこと。
- (3) 前号による指導にかかわらず、会員がこの規程を守らないときは、警告を発すること。

3 会員は、従業員及び従業員と同一の場所において作業に従事する従業員以外の作業従事者に、労働災害の発生を防止するために講じた措置を順守させること。

4 会員は、従業員が他の事業者が管理する作業場所において作業するときは、従業員に当該作業場所で労働災害の発生を防止するために講じられた措置を順守させること。



テールゲートリフター（TGL）インストラクター養成講座のご案内

陸災防愛媛県支部

テールゲートリフターを使用して荷を積みおろす作業を行うものに対して実施する特別教育について『自社内教育を実施する際のインストラクター（指導者）養成講座』を3年ぶりに開催いたしますので、ぜひお申込みください。

◆受講対象者◆ テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業を行っている事業の指導者

※特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、「6か月以下の懲役または、50万円以下の罰金」となります。また特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、「50万円以下の罰金」となります。

◆開催日時◆ 令和8年11月6日（金）9：20～16：00

◆開催場所◆ 愛媛県トラック総合サービスセンター（〒791-1114松山市井門町1081-1）

◆受講料金◆ 【会員価格】 35,200円（税込）【非会員価格】45,100円（税込）

◆講座内容◆
（1）インストラクターの心構え、関係法令
（2）テールゲートリフターに関する知識（構造及び作業）
（3）実技教育の実施方法、質疑応答

◆講習資料◆
・学科教育講義用資料（冊子）… 特別教育で使用するパワーポイント資料
・指導要領、参考資料（冊子）… カリキュラム科目・範囲をまとめた資料
・TGL作業必携、ハンドブック（冊子）… 特別教育で使用するテキスト

◆特典◆
★特別教育学科教育講義用パワーポイントデータ（URL提供）
★実技教育で実施する項目（URL提供）
★学科教育映像補助教材DVD特別価格（会員30%off、非会員15%off）

◆申込方法◆ ホームページに掲載しております『申込書』を入力いただき、下記メールアドレスにて送信ください。
3営業日以内に予約受付完了メールを送信いたします。
※万が一、予約受付完了メールが届かない場合は、お手数ですが陸災防愛媛県支部までご連絡いただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）愛媛県支部

〒791-1114 愛媛県松山市井門町1081-1

TEL 089-968-2931 FAX 089-968-1189 mail kyouiku@eta1069.jp

[無料配信] 法改正等の最新情報、 安全・健康確保の具体策などを 毎月お届けします

広報誌「陸運と安全衛生」のご案内



試読できます！

毎月 10 日に E メールでお届けします！（登録料・購読料：無料）

陸災防の広報誌 お届け先 登録方法

① FAX 送信（03-3453-7561） または ② QRコード

▼ FAX お申し込み用 記入欄

事業場名または 個人名	
都道府県	
電話番号	
メールアドレス	



（注） 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。<https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。届かない場合はお問合せください。
メールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに使用いたします。
QR コードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

お問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

本部 業務部 広報課 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

会員名簿の変更等について

令和8年10月1日

当協会発行の会員名簿(令和8年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会 社 名 他	変 更 内 容
3	有限会社 テイクサービス	【 退 会 】
7	蓮井建設 株式会社	【 入 会 】 代 表 者 蓮井 健司 所 在 地 〒760-0065 香川県高松市朝日町4-14-39 TEL(087)822-7878 FAX(087)822-7877
8	株式会社 大運組	【 退 会 】

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。